

## 新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施に向けた庁内体制の整備について

### 1 主 旨

国は、令和3年前半での国民への新型コロナウイルスワクチン接種（以下「コロナワクチン接種」という。）の実施をめざし、都道府県、保健所設置市および特別区に対し、コロナワクチン接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを求めている。（別紙1）

区は、このことを踏まえ区民の命と健康を守るために、当該ワクチンの日本での薬事承認後、区民全員へのコロナワクチン接種の速やかかつ円滑な実施に向け、庁内体制を整備する。

### 2 コロナワクチン接種の概要（調整中）

#### （1）コロナワクチン接種について（詳細内容は別紙2参照）

- ① 対 象 者 全区民約92万人(令和2年10月1日現在/外国人含む 928,323人)  
※なお、住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると実施主体が認める者についても、本人同意の上で接種を実施する。
- ② 接種回数等 1人あたり2回／接種間隔は3週間
- ③ 実施場所 区内医療機関（個別接種）及び区内施設等（集団接種）
- ④ 費 用 自己負担なし（区より接種券を送付、全国共通接種券とすることに  
ついて国で検討中）

#### 【参 考:優先接種者数(暫定値)】

- ・「医療従事者」 約8,400人

※「医師・歯科医師・薬剤師統計東京都集計結果報告」「東京都における看護師等業務従事者届出集計報告」（平成30年版）より医療従事者の合計数

- ・「高齢者」及び「基礎疾患のある者」

高 齢 者 約185,000人(65歳以上 / 内約9,600人が高齢者施設入所者)

基礎疾患のある者 約 64,000人

※ 東京都の調査「新型インフルエンザ等対策に係る接種対象者数の試算について(令和元年12月)」の回答より。ただし、平成27年国勢調査により算出、「基礎疾患のある者」は区内総人口の7%として算定

※ 高齢者施設入所者は「第8期 世田谷区介護施設等整備計画 素案」の第7期における整備状況(令和2年度末見込み)より

(2) 国が接種より前に特別区等に予め整備（令和2年度中）を求める事項

- ① 人的体制の整備
- ② 予防接種台帳システム等のシステム改修
- ③ 印刷・郵送準備（接種券）
- ④ 接種の実施体制の確保
- ⑤ 相談体制の確保

### 3 庁内体制の整備について

(1) 住民接種班の設置について

コロナワクチン接種の実施にむけ、総務部と調整し新型コロナウイルス感染症対策本部の事業継続対策部会に新たに住民接種班を加え、庁内体制を整備した。

また、ワクチン接種事業内容についても、引き続き検討していく。

- ① 詳細内容について 別紙3のとおり
- ② 設 置 日 令和2年12月14日

(2) 実施体制の強化について

国等の動向を踏まえ、年度内の世田谷保健所の組織体制の強化について、庁内の応援体制を含め、関係所管と調整を行う。

### 4 今後の主なスケジュール（予定）

令和3年1月以降 国の動向を踏まえ、準備状況について随時、議会へ報告する。

#### 【参 考】

- 参考資料1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の留意事項
- 参考資料2 新型コロナウイルスワクチン接種体制・流通体制の構築について
- 参考資料3 新型コロナウイルスの特性

## 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（中間とりまとめ）」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会）において、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、今後具体的な検討を進め、必要な体制の確保を図ることとされている。

このため、今後、市町村及び都道府県の協力を得ながら、必要な体制の確保に取り組んでいくこととしているが、今般の新型コロナウイルスワクチンは、現時点でその特性や効果が確立しておらず、開発や生産に関して不確定な要素もあることから、接種開始の時期を具体的に見定めることは困難な状況にある中で、仮に、来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、開発動向等も見据えながら、実用化された際に早期に接種を開始できるよう、準備を予め進めていく必要がある。

本実施要綱に基づく体制確保事業は、このような状況を踏まえ、接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを目的とする。

## 2 本実施要綱の位置づけ

本実施要綱は、上記の目的のもと実施される新型コロナウイルスワクチンの接種に係る体制確保が円滑に行われるよう、市町村及び都道府県の主な役割分担について、以下の分担を前提とし、市町村及び都道府県においてあらかじめ準備しておくべき事項等を示すものである。

都道府県の役割・・・地域の卸売販売業者との調整、市町村事務に係る調整等

市町村の役割・・・医療機関等との委託契約、接種費用の支払、住民への接種勧奨、個別通知（予診票、接種券）等

## 3 体制確保事業の実施主体

本実施要綱に基づく体制確保事業の実施主体は、市町村（地方自治法第281条第1項に定める特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県とする。

## 4 事業内容

## (1) 市町村において実施する体制確保事業

## ア 庁内体制整備

## ① 人的体制の整備

市町村は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に

接種を開始することができるよう、必要な執行体制を計画し、確保する。

② 予防接種台帳システム等のシステム改修

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うにあたり、必要に応じて、既存の予防接種台帳システム等の改修を行う。

③ 印刷・郵送準備

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うにあたり、必要な通知等を印刷・郵送できるように準備する。

④ 接種の実施体制の確保

地域の医療関係団体等と連携して、接種の実施体制の構築の検討及び調整を行う。

⑤ 相談体制の確保

住民からの問い合わせ等を受け付ける体制を確保する。

(2) 都道府県において実施する体制確保事業

ア 庁内体制整備

① 人的体制の整備

都道府県は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、必要な執行体制を計画し、確保する。

イ 広域調整

① 広域での接種の実施体制の確保に係る調整

複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合には、関係市町村間で調整を行うことを基本とするが、必要に応じて、都道府県が助言を行い調整する。

② 医療従事者等への接種の実施体制の確保

管内の市町村及び地域の医療関係団体等と連携して、接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施体制の構築の検討及び調整を行う。

③ 新型コロナウイルスワクチン流通調整の準備

新型コロナウイルスワクチン等の流通の調整に当たって、関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する。

④ 専門的相談体制の確保

市町村で対応が困難な専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保する。

5 経費の負担

市町村及び都道府県が本実施要綱に基づき実施する体制確保事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

## 6 その他の留意点

- (1) 「4 事業内容」の詳細については、別に定める「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要領」を参照すること。
- (2) 本実施要綱に基づく体制確保事業の実施に当たり、個人情報の保護については、関係法令等を遵守するとともに、最大限の配慮を行うこと。

**【概要】**

- ・ワクチン接種のために必要な体制を実際の接種より前に着実に整備する。
- ・接種対象者は、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者。戸籍又は住民票に記載のない者等についても、当該者の同意を得た上で接種を実施する。
- ・ワクチン供給が順次行われる見通しであり、国が接種対象者に一定の順位付けを行う予定。ワクチン接種の回数は、1人あたり2回を想定。
- ・事業実施にかかる経費については、予算の範囲内で国が国庫補助を行う。

**【区市町村の役割】**

- ・医療機関等との委託契約
- ・接種費用の支払
- ・住民への接種勧奨
- ・個別通知（予診票・接種券）
- ・接種記録の管理（予防接種台帳システムの改修）
- ・相談体制（コールセンター）の確保 等

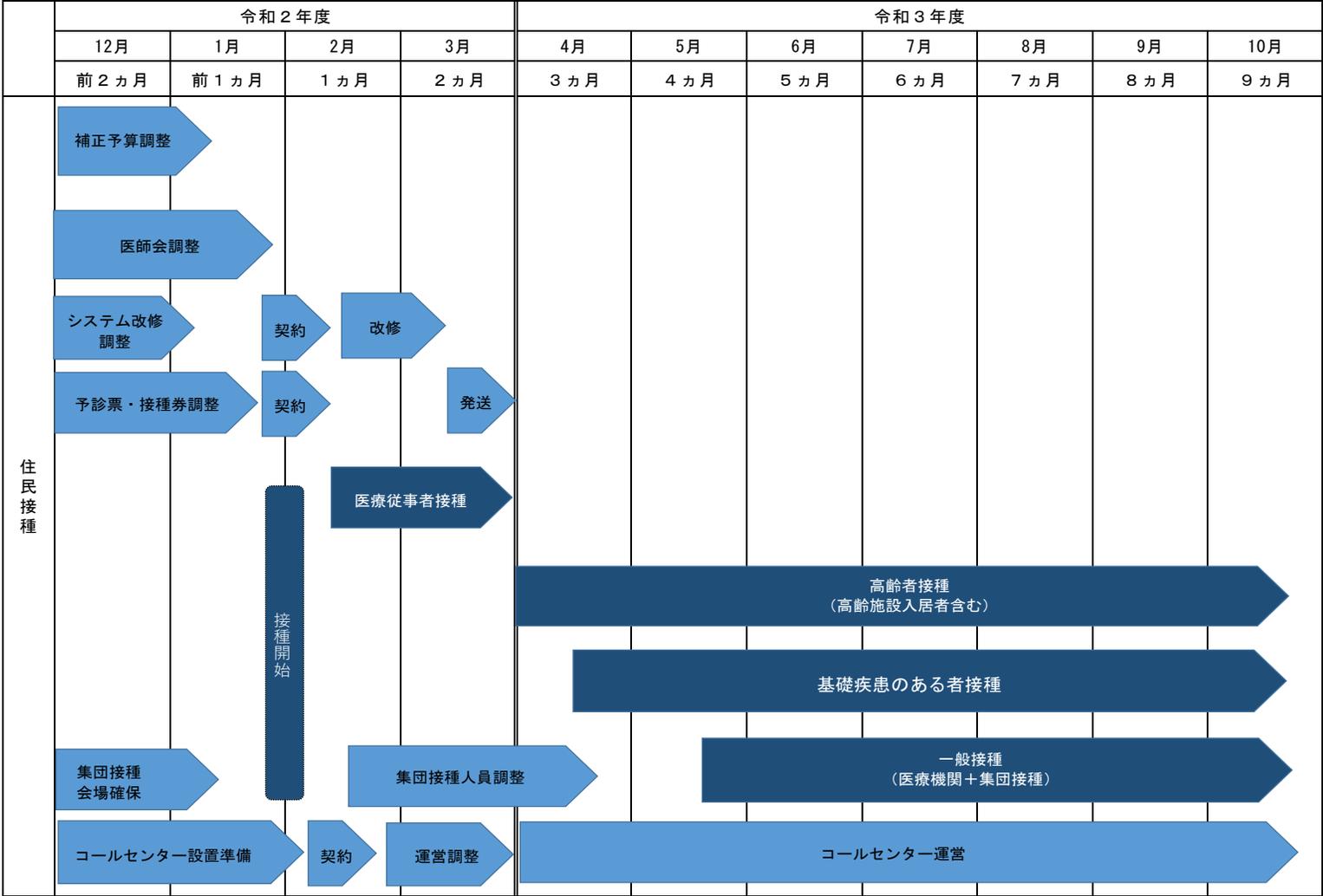
**【想定される課題】**

- ・人員体制の整備・予算の確保
- ・システム改修・予診票及び接種券の発送
- ・医師会調整・集団接種会場調整・ワクチンの管理（冷凍保存）
- ・コールセンターの運営

**【接種対象者等】**

- ・対象者 全区民 約92万人
- ・優先対象者
  - 医療従事者 約 8,400人
  - 高齢者 約185,000人  
(内高齢施設入所者 約 9,600人)
  - 基礎疾患のある者 約 64,000人

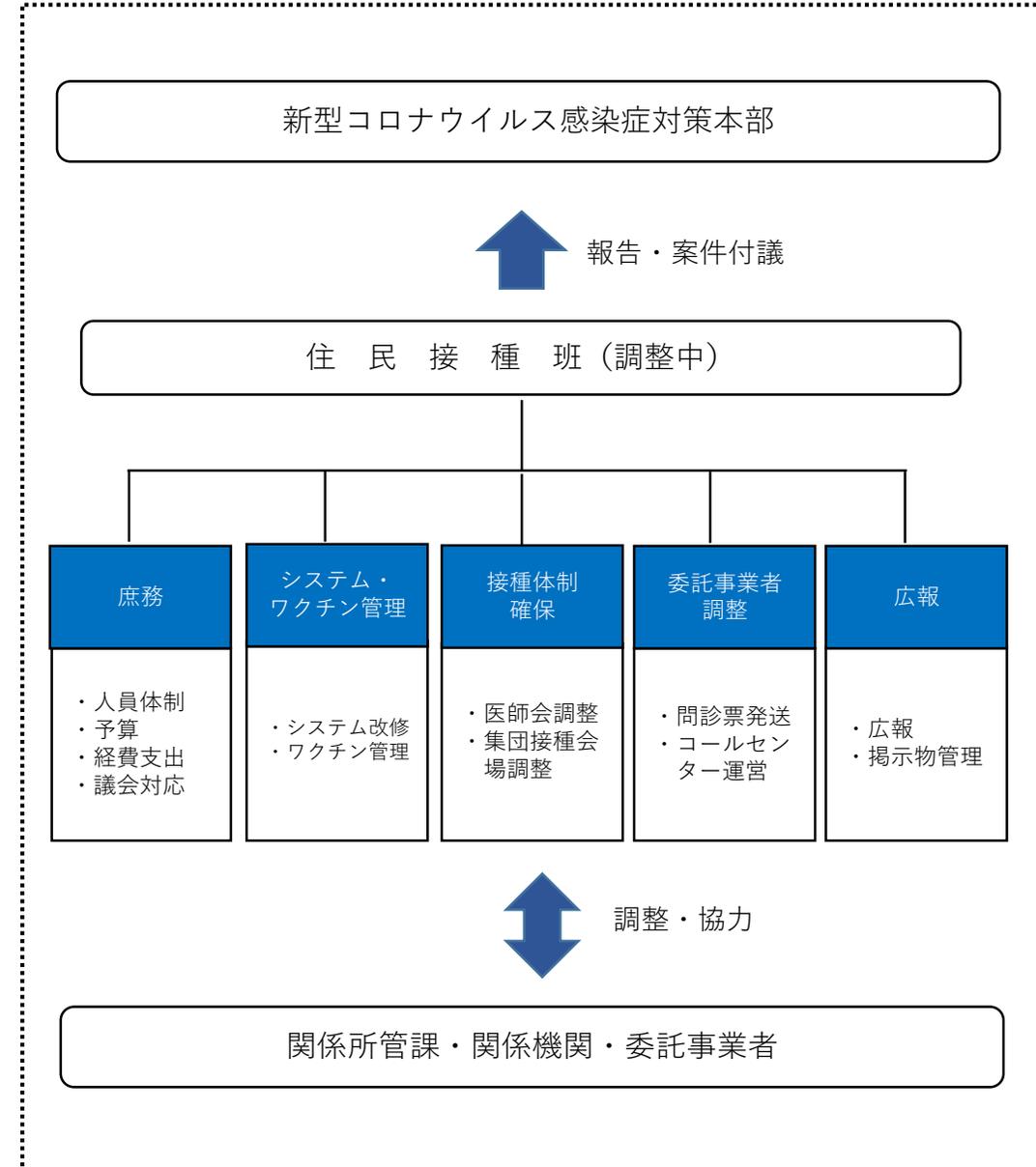
【国が想定する来年初頭に接種を開始するスケジュールをもとに作成（調整中）】



<新型コロナウイルス感染症対策本部との関係（イメージ）>

| 班名             | 班長          | 副班長  | 班員・班所属                                 |
|----------------|-------------|--|--|
| 統括調整班          | 政策経営部長      | 政策企画課長   | 政策企画課                                  |
| 分析班            | 健康推進課長      | 政策企画課長<br>財政担当部副参事<br>災害対策課長                         | 政策企画課<br>広報広聴課<br>災害対策課                |
| 広報班            | 広報広聴課長      | 政策経営部副参事<br>地域行政課長                                   | 広報広聴課<br>地域行政課                         |
| 人事班            | 人事課長        | 職員厚生課長   | 人事課<br>職員厚生課                           |
| 財政班            | 財政担当部長      |  | 財政課                                    |
| 患者対応班          | 世田谷保健所長     | 感染症対策課長<br>地域保健課長                                    | 健康企画課<br>感染症対策課<br>地域保健課<br>生活保健課      |
| 緊急対策班          | 保健福祉政策部長    | 保健福祉政策課長   | 保健福祉政策課                                |
| PCR対応班         | 保健福祉政策部次長   | 保健医療福祉推進課長   | 保健医療福祉推進課                              |
| 特別定額給付金班       | 特別定額給付金担当部長 | 特別定額給付金担当課長<br>人権・男女共同参画担当課長<br>住民記録・戸籍課長            | 特別定額給付金担当課<br>人権・男女共同参画担当課<br>住民記録・戸籍課 |
| 特殊詐欺対策班        | 危機管理部長      | 地域生活安全課長   | 地域生活安全課                                |
| 住民接種班          | 世田谷保健所長     | 世田谷保健所副所長<br>保健福祉センター所長（代表）<br>保健福祉政策部長<br>保健福祉政策部次長 | 健康企画課<br>感染症対策課<br>地域保健課<br>生活保健課      |
| 総務物資班<br>（事務局） | 総務部長        | 総務課長   | 総務課                                    |

<今後の検討及び意思決定の流れ>



- 各自治体における接種体制の確保に当たって参考となるよう、現時点で想定される事項をまとめたもの。
- 今後判明するワクチンの特性等の情報に基づいて、変更する可能性があることに留意を要する。

## 1. 接種対象者

- ワクチンの接種は、原則、居住地の市町村において行う。
- 戸籍又は住民票に記載がない者、その他やむを得ない事情があると実施主体が認める者についても、同意を得た上で接種を実施する。

## 2. 個別通知

- 市町村は対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市町村の対象者であることを確認できるよう、「接種券」を発行する。

## 3. 接種実施会場の確保

- 受託医療機関等の確保について、市町村は関係者と協議。必要に応じて、医療機関等での接種以外に、公共施設の会場を確保。
- ワクチンは、冷凍での保管が必要なもの、複数回数分が1バイアルとして供給されるもの、一度に配送される量が多いものなど、通常とは異なる特性が想定されるため、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くすることが必要。

### 受託医療機関等に必要体制

共通事項

- ワクチンの冷蔵施設を有する
- 予約時間枠の設定、被接種者の動線の検討等により、3密対策が講じられている
- 国が用意するシステム(PC・スマートフォンからアクセス可能)を用い、接種状況等を定期的に報告する

ワクチンの特性に応じた事項

- |     |  |
|-----|--|
| I型  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一度に配送される多量のワクチンを、有効期間内に活用できるよう、10日間に計1,000回以上の接種を行う体制を確保できる</li> <li>◆ 超低温の維持のために、ワクチンとは別に配送するドライアイスの詰替等を行える</li> </ul> |
| II型 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 1バイアル当たりの接種回数を有効活用できるよう、1日に原則として100回以上の接種を行う体制を確保できる</li> </ul>   |

## 4. 集合契約・代行機関

- 居住地において接種を受けることが困難な者が、居住地以外において接種を受けた場合の費用決済・支払は、関係者の事務負担軽減を図るために集合契約を締結し、代行機関を介して費用決済・支払を行う。

## 5. ワクチン流通・分配

- ワクチン流通を円滑に行うため、都道府県内で各地域担当の卸売販売業者を予め選定しておく。
- ワクチンの分配は、国→都道府県→市町村→医療機関・接種会場の順に、国・都道府県・市町村が連携してワクチン配分数を決定する。

## 基本的な考え方

- ・ 今回のワクチンの接種は、**国の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**するものとなっている。  
なかでも、新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱として全国的に実施する施策であることから、**国が主導的役割を担う必要**がある。
- ・ また、今回の接種は平時に比べ大規模な接種体制・流通体制を速やかに整備する必要があるほか、体制整備や接種の実施方法の策定では、**関係者の負担軽減を実現**する観点も重要となる。

## 主な観点

### 1. 接種体制の基本設計

- (1) 実施主体と関係者の役割分担
  - 国が指示、都道府県が協力、市町村が実施主体
- (2) 接種場所の原則と例外
  - 原則、居住地の市町村で接種
- (3) 接種会場や接種方式
  - 接種場所は医療機関や市町村設置会場
  - 接種可能人数を可能な限り多くする必要

### 2. 接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)

- (1) 委託契約
  - 市町村、医療機関で包括的な契約を実施
- (2) 接種記録
  - 接種済証を発行、市町村の予防接種台帳で情報管理
- (3) 費用の請求・支払い
  - 住所地外接種は、代行機関で請求・支払事務を実施

### 3. 接種に必要な物資・物流の確保

- (1) ワクチン
  - 全国民分の確保に向け交渉・支援を実施
- (2) ディープフリーザー（冷凍庫）
  - -75℃用を3,000台、-20℃用を7,500台確保
  - 国で確保し、各自治体に公平に割り当て
- (3) ドライアイス
  - 保冷ボックス用のドライアイスも国で一括調達予定

### 4. 接種・流通の円滑化

- (1) ワクチンの分配
  - 国と自治体が配分量を決定、医療機関等に納入
- (2) 卸売販売業者
  - 地域毎にワクチン流通を担当する卸売業者を設定
- (3) 関係者間の情報伝達
  - ワクチン配分等の情報伝達を行うシステムを構築

### 5. 接種順位について

[新型コロナウイルス分科会、予防接種基本方針部会]

### 6. 接種実施の判断

[予防接種・ワクチン分科会]

### 7. 副反応に関する対応

[副反応検討部会]

### 8. 健康被害救済

※法改正により措置済み

|                                | ファイザー社   | アストラゼネカ社   | 武田／モデルナ社   |
|--------------------------------|--|--|--|
| 規模                             | 1.2億回分<br>(6千万人×2回接種)  | 1.2億回分<br>(2回接種が想定されており、その場合<br>6千万人分に相当)                          | 5千万回分<br>(2千5百万人×2回接種)   |
| 接種回数                           | 2回(21日間隔)  | 2回(28日間隔)  | 2回(28日間隔)  |
| 保管温度                           | -75°C±15°C   | 2～8°C  | -20°C±5°C  |
| 1バイアルの単位                       | 5回分/バイアル   | 10回分/バイアル  | 10回分/バイアル  |
| 最小流通単位<br>(一度に接種会場に配送される最小の数量) | 195バイアル<br>(975回接種分)   | 10バイアル(100回接種分)<br>※供給当初300万バイアル分<br>2バイアル(20回接種分)<br>※残り900万バイアル分 | 10バイアル<br>(100回接種分)  |
| バイアル開封後の保存条件<br>(温度、保存可能な期間)   | (室温で融解後、接種前に生理食塩液で希釈)<br>希釈後、室温で6時間  | (一度針をさしたもので以降)<br>室温で6時間<br>2～8°Cで48時間<br>希釈不要                     | (一度針をさしたもので以降)<br>2～25°Cで6時間(解凍後の再凍結は不可)<br>希釈不要                           |
| 備考                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管</li> <li>※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度<br/>→10日で975回の接種が必要</li> <li>※最大5日間追加での冷蔵保管可(2～8°C)</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関では、冷凍庫で保管(-20°C±5°C)</li> </ul> |